

学校経営のポイント

## “教育的配慮”の実践的課題

若井 彌一

新型インフルエンザに関連する内容で再度述べておくべきか、と思いつつも、やはり、今回は児童・生徒・学生に対する懲戒に際しての“教育的配慮”について述べておくことにした。

### 懲戒の必要性と民法上の規定

親と、その子に対する教育（家庭教育）であれ、公的な「法律に定める学校」における「学校教育」であれ、教育の対象である子どもが、常に教育する側の意図や期待に応えて努力するとは限らない。それどころか、意図や期待とはまったく反する行動をとることもそう珍しいことではない。

ある作家（女性）が、(ア)教育という営み（行為）は、教育する側の意図や期待が常に 100 パーセント達成されるものではなく、ときとして、それに反する結果となることがある空しさを覚悟して行うべきものである、(イ)しかし、そのような空しさあるいは寂しさを自覚したうえで、なお、全力を尽くして（手抜きしないで）行うべきものであるという趣旨の一文を新聞に寄せていたことがあった。旧聞に属するが、それを読んで妙に納得したことがある。

要するに、親に対して、また、教師に対して、子どもはその成長・発達段階を問わず、内容・程度はじつにさまざまであるとしても、懲戒されて然るべき行為（言動）をすることがあると想定されている。洋の東西を問わない、共通の事実である。

わが国の場合、家庭教育との関連でいえば、民法第 820 条で「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定し、第 822 条で「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる」（第 1 項）と定めている。

第 820 条も第 822 条も、抽象的な規定にとどまっていることが特徴である。なお、この「懲戒場」は、現実（実際）には特設されていない。

### 学教法と学教法施規の懲戒規定

これに対して、学校教育法（以下「学教法」）と学校教育法施行規則（以下「学施規」）の懲戒規定は、やや具体的である。学教法第 11 条では、児童・生徒・学生に対する懲戒の容認と体罰の禁止を定め、これを受けて学施規では第 26 条第 1 項で、「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない」と定めている。

「児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮」という表現からも察せられるように、子どもの発達段階について十分な配慮をすることの必要性を一般的に定めたものである。

学施規の規定はこの表現でとどまっているから、個々の事態に対応してどのような懲戒をするか、その際、どのような配慮が必要であるかは、各学校の校長および教員が考えなければならない。

しかし、そうは言っても、退学処分の場合、その不利益性はあれこれ論ずるまでもなく、甚大である。そこで、同条第 3 項では、退学処分をする場合について 4 項目を限定的に列挙しているのであり、各学校等では、この規定を踏まえて懲戒処分を実施することになる。

京都教育大学で発生した事件では、記者会見での「教育的配慮」（学長発言）が大学側に都合よく使われているとの批判を招いた印象があるが、適切な教育的配慮は、各学校での重要な実践的課題である。

（わかい・やいち = 上越教育大学長）

●最新刊好評発売中！ 市川 昭午【著】 A5判上製 351 頁・定価 3,780 円 教育開発研究所

## 『教育基本法改正論争史—改正で教育はようになる』

■好評発売中！ 免許状更新講習、「指導改善研修」、新教育課程への移行等の対応は万全か！

『教員の養成・免許・採用・研修』若井 彌一【編著】 A5 判 370 頁定価 3,570 円